

令和8年度しまなみ地域観光客滞在促進事業委託業務 仕様書

1 目的

しまなみ地域（しまなみ海道及びゆめしま海道沿線地域）で製造される多彩な酒類（以下、「SHIMANAMIの酒」という）を軸に、地域内の豊かな自然や食などを結び付け、魅力的な観光コンテンツを造成・提供することで、観光客に地域の魅力をより深く体験・認識してもらう機会を創出し、宿泊者数の増加や滞在期間の延長を図ることを目的とする。

2 委託者

瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 概要

(1) 業務名

令和8年度しまなみ地域観光客滞在促進事業委託業務（以下「委託業務」という。）

(2) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月12日（金）までとする。

(3) 委託料上限 2,993千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託業務の対象

本業務は令和9年度までを目途に実施する見込み（毎年度、議会の議決が必要）であり、令和8年度のターゲットは以下のとおりとする。

(1) 年齢・性別等 40代～50代の女性

(2) 地域等 広島県及び岡山県在住者をメインターゲットとするが、四国4県の在住者も対象に含める。

(3) 嗜好等 夫婦・カップル・友人同士の旅行者、お酒に興味がある者
食文化や地域体験に関心がある者
旅行に対して非日常のゆったりとした時間の経過を求める者

5 委託業務の内容

本業務の受託者は、以下の事業を実施することとする。なお、実施にあたっては地元
の酒造・観光・宿泊・飲食事業者などが参画する、『「SHIMANAMIの酒」おもてなし検
討会』の意見や、個別の聞き取りなどにより関係機関の意向を踏まえるとともに、昨今
の観光客の動向・ニーズ等も考慮の上、進行すること。

なお、いずれの事業もイベント参加者数や観光コンテンツ体験者数などの実績を重視
し、これらを定期的に把握・報告すること（令和7年度に造成した観光コンテンツも対
象とする）。

おって、コンテンツ体験者及びイベント来場者等に対するアンケート調査等を実施し、
満足度や改善点を把握する仕組みを構築し、得られた結果は、随時コンテンツ造成・イ
ベント企画・情報発信の改善に活用すること。

(1) 「SHIMANAMIの酒」観光コンテンツの造成

「SHIMANAMIの酒」を域内において楽しむことができる受け皿づくりを目的に、
「SHIMANAMIの酒」にまつわる新たな観光コンテンツを造成したり、既存のコンテン
ツに「SHIMANAMIの酒」を組み込むなどして、持続可能な観光商品として磨き上げる。

①観光コンテンツの企画・造成

別紙を参考に「体験コンテンツ」「クラフト・ものづくり型」「リラクゼーショ
ン型」等、地域の特色を生かした観光コンテンツの造成を図る。

なお、「地域限定のフードペアリング」に係る造成は必須とする。

おって、本事業では「令和9年度末までに20本のコンテンツを造成」としていることから、今年度は6～8本程度を造成することを目標とする。また、令和7年度に造成したコンテンツを含めた体験者数の目標は500人とする。

②観光コンテンツの販売

①で造成した観光コンテンツを旅行会社に対して売込みを行う。売込みにあたっては、OTA（オンライン型の旅行代理店）のみならず、TTA（実店舗を持つ旅行代理店）も対象とし、多様な販路確保を行う。

(2) 「SHIMANAMIの酒」取扱い事業者の情報発信

しまなみ地域を訪れる観光客に対する「SHIMANAMIの酒」の事前・現地での情報不足が課題であることから、旅マエ及び旅ナカにおいて、SHIMANAMIの酒をどこで楽しむことができるか情報収集できるように、チラシやポスター、SNS、スタンプラリー等を活用した情報発信の強化を行う。

(3) 「SHIMANAMIの酒」イベントの実施

せとうちみなとマルシェにおいて、来場者に対し「SHIMANAMIの酒」のしまなみ地域内における認知度向上及び消費促進を図るため、当該PRに係る企画・運営を行う。

なお、実施にあたっては、酒類製造事業者やせとうちみなとマルシェ運営委員会と連携の上進めること。

4(2)で設定したターゲット地域等で開催される催事やフェア、イベント等に参加し、来場者に「SHIMANAMIの酒」を直接体験・触れていただき、誘客促進を図るPR活動を実施する。

いずれのイベントもやむなく参画出来ない場合は集客の見込めるイベントへの参加等、代替案を企画すること。

(4) 想定スケジュール

項目・時期	R8												R9
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
おもてなし検討会の開催				● 第1回				● 第2回					
コンテンツ造成		● プロポーザル	宿泊施設・飲食店等との連携は必須									継続的な取組み	
観光コンテンツの販売			旅行会社への販売									継続的な取組み	
取扱店舗の周知												継続的な取組み	
イベントの開催			期間中2回										
スタンプラリーの実施の実施									継続的な取組み				

6 経費の内訳

委託業務に係る一切の収支を計上すること。

7 成果品

委託業務終了後、速やかに業務の内容を取りまとめた実施報告書を実行委員会へ提出すること。

8 その他留意事項

(1) 受託者は本業務を実施するにあたっては、委託者と十分な調整を行うこと。

- (2) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対し、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。